

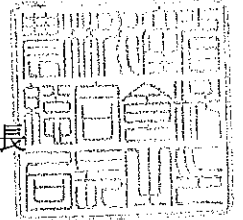
21 総合 247 号

平成 21 年 5 月 11 日

全日本漬物協同組合連合会

会長 平井 義久 殿

農林水産省総合食料局長



食品産業事業者等における事業継続のための検討の一層の促進について

今般の新型インフルエンザ（H1N1）の発生に伴い、農林水産省では、食品産業事業者に対し、「新型インフルエンザの発生に伴う対応協力依頼について」（平成 21 年 4 月 28 日付け 21 総合第 203 号農林水産省総合食料局長通知）により、新型インフルエンザが国内で発生した場合に備えた事業継続のための措置の検討をお願いしたところです。

また、4 月 30 日には、世界保健機構（WHO）が、パンデミック警戒レベルをフェーズ 5 に引き上げたことに対応し、「事業継続計画の策定促進について」（平成 21 年 5 月 1 日付け 21 総合第 222 号農林水産省総合食料局長通知）にて、食品産業事業者の事業継続計画について、具体的な検討事項を示して策定を加速化するようお願いしました。

5 月 9 日には、国内で初めて感染例が確認されたことから、さらに取組を進めていただくため、別添「食品産業事業者等の事業継続計画（簡易版）の策定及び取組のための手引き」を作成いたしました。貴団体におかれましては、傘下事業者等に対し、別添を紹介の上、傘下事業者等における事業継続計画の早期策定及び当面の対策の実施につき要請いただくようお願いいたします。

また、貴団体におかれましても、事業継続計画の早期策定及び当面の対策の実施をお願いいたします。

（別添）

「食品産業事業者等の事業継続計画（簡易版）の策定及び取組のための手引き」

※ 本資料は、食品産業事業者等を対象に、これから新型インフルエンザ対策の事業継続計画を策定し、当面の対策を行うための参考として、主要な検討事項・取組事項を順序立てて説明した資料です。本資料に沿って検討を進めることによって、簡易な事業継続計画を策定することができます。

事業継続計画の策定に当たりますには、当省ホームページ (<http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/ampo/pdf/shininful.html>) 及びホームページ内の「新型インフルエンザに備えるための食品産業事業者の事業継続計画策定のポイント（案）」を参考ください。

事業継続計画の策定に関するお問い合わせ先

事業継続計画の策定についてご不明な点等がございましたら、電子メールにてお問い合わせ願います。（送信の際、件名を「BCP策定相談」として下さい。）

電子メール送信先 : [sou\\_p-promotion@nm.maff.go.jp](mailto:sou_p-promotion@nm.maff.go.jp)